

平成 25 年 12 月 3 日

生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり — 『学校いじめ防止基本方針』策定 Q&A—」について

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、「いじめ防止対策推進法」の施行により、各学校に求められている「学校いじめ防止基本方針」の策定のための解説書として、標記資料を作成しました。

1. 概要

当センターは、平成 24 年から生徒指導に関して理解しているようでありながら、実は十分に説明されてはこなかった事柄や、新しい概念や手法などにスポットを当てピンポイントで解説や提案を行う生徒指導リーフシリーズを作成してきましたが、本年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定することを求められているため、今回増刊号として、標記資料を作成しました。

本資料は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」と、その別添「学校における『いじめの防止』、『早期発見』、『いじめに対する措置』のポイント」を踏まえ、全ての学校がいじめ防止の体制を構築するための解説書となっています。

2. 構成

本資料は、Part 1 から Part 5 までの五つの Part で構成されています。（概要は別紙のとおり）

Part 1：学校は、何を、いつまでに、行う必要があるのか？

各学校が策定を求められている「学校いじめ防止基本方針」や設置を求められている「組織」について解説

Part 2：いじめの未然防止のための取組（「いじめの防止」）を、どのように考え、どのように進めていくのか？

Part 3：早期発見を、どのように考え、どのように進めていくのか？

Part 4：発見したいじめに対する対処を、どのように考え、どのように進めていくのか？

「学校いじめ防止基本方針」で示す必要がある「いじめの防止」(Part 2)、「早期発見」(Part 3)、「いじめに対する措置」(Part 4)について解説

Part 5：「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方

実際に各学校が策定を行っていく際の参考となるようおおまかな手順や流れを提示

3. 配布について

12月上旬に、公立学校分は各都道府県・政令指定都市教育委員会宛て、国立学校分は各国立大学宛て、私立学校分は各都道府県私立学校担当課宛て、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（幼稚部を除く）分を配布し、あわせて、国立教育政策研究所のホームページに掲載します。（研究所ホームページ URL <http://www.nier.go.jp/>）

【お問合せ】国立教育政策研究所

生徒指導・進路指導研究センター総括研究官	滝 充	電話：03-6733-6885
生徒指導・進路指導研究センター企画課長	人見 達也	電話：03-6733-6879
生徒指導・進路指導研究センター企画係長	深澤 国広	電話：03-6733-6880
【広報担当】企画普及室普及・国際係長	飯塚 昭義	電話：03-6733-6812

生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり －『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A－」の概要

Part 1 : 学校は、何を、いつまでに、行う必要があるのか？ (P 4)

①「方針」の策定について

- ・国公立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（幼稚部を除く）はできるだけ早い時期に、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」）を策定することが求められている。
- ・「学校基本方針」は、方針の提示で終わるものではなく、それが実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制についても決めておくもの、いわば「行動計画」と考える必要がある。
- ・「学校基本方針」に必要なのは、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容である。
- ・「学校基本方針」の策定を全ての教職員でいじめの問題に取り組む契機とすることが大切である。

②「組織」の設置について

- ・いじめ防止対策推進法は、「学校基本方針」の策定を求めただけでなく、それを実行に移す「組織」についても設置を求めている。
- ・「組織」は、未然防止から対応に至る直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や、教育課程に位置付けられて行われる取組の企画や実施、さらには計画どおり進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、ひいては「学校基本方針」の見直しについても担う（いわゆるPDCAサイクルで取り組む）必要がある。
- ・まず、「学校基本方針」の原案を策定した上で、この中核となる「組織」の構成員や、動き方について、学校の課題や状況を踏まえて、現実的かつ適切なものを設置する。

Part 2 : いじめの未然防止のための取組（「いじめの防止」）を、どのように考え、どのように進めていくのか？ (P 8)

① 然防止の考え方

- ・全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。
- ・未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

② に教師に求められること

- ・全ての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- ・授業改善には、いじめの防止のための年間計画の中に、授業を担当する全ての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置付けるなどして実施していくことが大切になる。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので、注意が必要である。

③主に児童生徒に育むこと

- ・他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが未然防止につながる。
- ・「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」ということについての指導を年間計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。
- ・いじめに結びつきやすいストレスを抱えている児童生徒への対応については、ストレスを生まない学校づくりを進める、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む、他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高めることによってストレスをコントロールするなどの方法が考えられる。
- ・きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子供なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはない。すなわち、規律、学力、自己有用感が大切である。

Part 3 : 早期発見を、どのように考え、どのように進めていくのか？ (P 14)

- ・早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気づくこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。
- ・早期発見のために、気になる変化や行為について5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。また、学級日誌や個人ノートの活用など今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを意識的に、積極的に活用する。
- ・児童生徒から気軽に相談されるために、普段から子供の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

Part 4 : 発見したいじめに対する対処を、どのように考え、どのように進めていくのか？ (P 16)

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。
- ・通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行い、いじめが「重大な事態」とされた場合には、学校の設置者からの判断にしたがって必要な対応を行う。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。

Part 5 : 「学校基本方針」策定の手順と「組織」の作り方 (P 18)

実際に各学校が策定を行っていく際の参考となるようおおまかな手順や流れを提示している。

①策定前の事前準備

- 1) 学校の実態把握のための資料収集
- 2) 取組内容の洗い出し

②年間計画の策定

- 1) 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定
- 2) 「取組評価アンケート」, 「組織」の会議, 校内研修会等の実施時期の決定
- 3) 未然防止の取組の実施時期の決定
- 4) 個別面談や教育相談の実施時期の決定

③「組織」の役割と構成員の決定

- 1) ~ 6) の役割を勘案し、それぞれの責任者となれる者を構成員とした「組織」を設置する。
- 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施, 進捗状況の確認, 定期的検証
- 2) 教職員の共通理解と意識啓発
- 3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発, 意見聴取
- 4) 個別面談や相談の受け入れ, 及びその集約
- 5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 6) 発見されたいじめ事案への対応
- 7) 構成員の決定
- 8) 重大事態への対応

重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の判断に応じて動く。

④一定期間終了後の検証と見直し

PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

⑤「学校基本方針」とは

「推進法」が求める「学校基本方針」とは、文字どおりの方針というよりは、学校のいじめに対する「行動計画」に近いものと考えられる。